

第2次南砺市交流観光まちづくりプラン策定支援業務委託に関する 公募型プロポーザル実施要領

1. 公募の目的

南砺市交流観光まちづくりプラン（第1次）では、情報発信、魅力づくり、おもてなしに関する基本方針のもと、基本戦略やパワーオン事業などを盛り込み、取り組みを推進してきた。令和2年以降は、新型コロナウイルス感染症が全世界で拡大し、人流や観光を大きく制限する緊急事態が幾度となく発出される中、マイクロツーリズム施策等にも取り組んだところである。

今回策定する第2次南砺市交流観光まちづくりプランでは、これまで取り組んできた成果や社会状況の変化を踏まえるとともに、北陸新幹線の敦賀延伸、大阪・関西万博や、新型コロナウイルス感染症の収束及びインバウンドの回復等を見据えながら、持続可能かつ新たな観光スタイルに適応した内容とする必要がある。提案内容や事業ノウハウなど、価格以外の要素も含めて本業務に最も適した事業者を総合的に選定する必要があることから、高度な企画力や技術力、豊富な知識や実績を有する事業者より広く提案を受けるプロポーザル方式を採用する。

2. 業務概要

- (1) 業務名称 第2次南砺市交流観光まちづくりプラン策定支援業務委託
- (2) 業務内容 別紙「第2次南砺市交流観光まちづくりプラン策定支援業務委託仕様書」のとおり
- (3) 業務期間 契約締結日 から 令和5年3月31日 まで
- (4) 提案上限額 5,247,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
※提案内容に関わらず、この上限額を超える提案は受け付けない。

3. 参加資格

本プロポーザルの参加資格者は、次に掲げる条件を全て満たす法人とする。

- (1) 南砺市入札参加資格登録者名簿の記載のない者が当該業務に参加する場合は、次に掲げる事項の書類等を提出し、確認を得たうえで当該プロポーザルに参加することができる
 - ア) 履歴事項全部証明書（登記簿謄本）の写し
 - イ) 財務諸表（直前事業年度分）
 - ウ) 法人税並びに消費税及び地方消費税の記載がある納税証明書（様式「その3の3」）※税務署で発行されたもので、最新の事業年度の記載内容であるもの。
※ただし、納税証明書に記載されている未納額が0円であるものに限る。
- (2) 応募期間内において、国又は地方公共団体から指名停止等の処分を受けてい

ないこと

- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年 5 月 3 日政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと
- (4) 競争入札参加資格審査申請及び本プロポーザル参加申込において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと
- (5) 複数事業者による共同提案の場合、代表者と構成員を定めること

4. 応募方法

(1) 日程

日 程	内 容
令和 4 年 4 月 27 日 (水)	プロポーザルの公告（本市ホームページへ掲載）
5 月 16 日 (月)	プロポーザル質問の締切
5 月 19 日 (木)	プロポーザル質問への回答
5 月 20 日 (金)	プロポーザル参加申込書（参加表明）の提出期限
5 月 30 日 (月)	企画提案書等の提出期限
6 月 2 日 (木)	審査委員会（一次審査：書類による審査）審査結果の通知
6 月 10 日 (金)	審査委員会（二次審査：プレゼンテーション等による審査）
6 月 15 日 (水)	審査結果の通知、公表
6 月 17 日 (金)	業務委託契約の締結

(2) 応募方法（プロポーザル参加申込書の提出）

参加を希望する事業者は、プロポーザル参加申込書（様式第 1 号）を以下のとおり提出すること。

※ 参加申込書の書式は、本プロポーザル実施要領とともに、本市ホームページからダウンロードすること。

ア 提出書類と部数

プロポーザル参加申込書（様式第 1 号） 1 部

イ 提出場所

南砺市 ブランド戦略部 交流観光まちづくり課

ブランドプロモーション・交流係

住所 〒939-1692 南砺市荒木 1550 南砺市役所別館 2 階

電話 0763-23-2019（直通）

ウ 提出方法

参加申込書を記入押印のうえ、上記の提出場所へ提出書類を持参または郵送すること。

エ 提出期間

日 程	内 容
令和4年4月27日（水）から 令和4年5月20日（金）まで 8時30分から17時15分まで	土日祝日及び12時から13時までの間は 除く ※提出期間終了後は理由の如何を問わず 受付をしない（郵送の場合は期間内に 必着のこと）

オ 受付通知

参加申込書を受付した事業者には、令和4年5月24日（火）までに電子メールにて、受付したことを通知する。

※ メールが届かない場合、担当部署に問い合わせること。

(3) 質問・回答

本業務の内容や企画提案書等に係る質問がある場合は、要旨を簡潔にまとめ、以下の受付期間中に担当部署へ電子メールにて行うこと。その場合の件名は「第2次南砺市交流観光まちづくりプラン策定に係るプロボ質問」とすること。（電話での質問には応じない。）

ア 質問受付期間

令和4年4月27日（水） から 令和4年5月16日（月） まで

イ 担当部署

南砺市 ブランド戦略部 交流観光まちづくり課

ブランドプロモーション・交流係

電子メール koryukankoka@city.nanto.lg.jp

ウ 回答方法

質問を行った者の事業者名を伏せた上で、令和4年5月19日（木）に電子メールにて、参加事業者すべてに回答を送付する。

なお、持参による質問や電話による問い合わせには回答しないものとする。

※ 電子メールが届かない場合、担当部署に問い合わせること。

(4) 企画提案書等の提出

参加申込書を提出した事業者は、以下のとおり企画提案書等を提出すること。

※ 提出書類の指定様式は、本市ホームページからダウンロードすること。

ア 提出場所、提出方法、提出部数

- ・ 提出場所及び提出方法は、4（2）イ、ウ と同様とする。
- ・ 提出部数は紙媒体2部（正・副）及び紙媒体と同じ内容の電子媒体（PDF形式）とする。
- ・ 電子媒体（PDF形式）の提出方法については、フラッシュメモリー等の記録メディアによる提出のほか、電子メールによる提出でも差し支えない。

イ 提出期間

日 程	内 容
令和4年5月24日（火）から 令和4年5月30日（月）まで 8時30分から17時15分まで	土日祝日及び12時から13時までの間は 除く ※提出期間終了後は理由の如何を問わず 受付をしない（郵送の場合は期間内に 必着のこと）

ウ 提出書類

No.	提出書類	様式	備考
1	会社概要	様式なし	パンフレット等 用紙サイズ、カラー等の制限なし
2	会社業務実績調書	様式第2号	注意事項を確認のこと
3	業務実施体制	様式第3号	
4	予定技術者の経歴等	様式第4-1号 様式第4-2号	管理技術者用 担当技術者用
5	見積書	様式なし	見積内訳書を含む
6	業務工程表	様式第5号	
7	業務の企画提案書	様式なし	業務内容の具体的な実施方法 の概要について記載のこと。 ※サイズはA4、表紙を含んで 20枚以内とし、ページ番号 を付すこと。 ※プレゼンテーション資料と して使用することを配慮の こと。 ※文字ポイントは11ポイント 以上とする。 ※紙媒体は、両面印刷とする。

エ その他

- (ア) 提出書類1から7までを一冊として、紙媒体2冊（正・副）及び紙媒体
と同じ内容の電子媒体（PDF形式）を提出すること。
- (イ) 提出書類の再提出及び記載内容の変更は認めない。
- (ウ) 提出書類に記載した予定技術者の変更は、入院、死亡、退社等の特別な
理由を除き原則として認めない。
- (エ) 提出書類は返却しない。市所定の保存年限を経過した後に廃棄処分する。
- (オ) 提出書類が以下のいずれかに該当する場合は、無効扱いとする。

- ① 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの。
 - ② 虚偽の記載をしたもの。
 - ③ 見積書の金額が提案上限額を超えているもの。
- (カ) 参加申込書を提出した事業者で、参加を辞退する場合は、プロポーザル参加辞退届(様式第6号)を令和4年5月30日(月)までに提出すること。
なお、提出場所及び提出方法は、4(2)イ、ウと同様とする。

(5) 説明会

本案件の説明会は行わない。

5. 選定の方法

(1) プロポーザル審査委員会

第2次南砺市交流観光まちづくりプラン策定支援業務委託プロポーザル審査委員会(以下、「審査委員会」という。)を設置し、企画提案書等の審査及び評価を行い、受託候補者の選定を行う。ただし、一次審査については担当部署にて採点・順位付け・選定を行う。

(2) 審査方法(一次審査)

企画提案書等の受付終了後、参加資格及び提出書類の有効性について確認した上で、提出書類によって企画提案書等の内容を審査する。業務の趣旨に沿った的確な取り組みが提案されている提案者を採点により順位付けし、上位4社程度を選定する。なお、提案事業者が4社以下の場合は、採点・順位付け・選定は行わない。

(3) 審査方法(二次審査)

ア 期日

令和4年6月10日(金)

イ 時間・場所

後日、企画提案参加者に通知する。

ウ 内容・所要時間

プレゼンテーション及びヒアリングを行い、提案内容について提案審査を実施する。なおプレゼンテーションの持ち時間は、1社あたり35分(プレゼンテーション20分、ヒアリング15分)程度とする。

エ 注意事項

- ・プレゼンテーション参加者は1社3名までとする。
- ・プレゼンテーションは、提出された企画提案書を用いて説明を行うこととし、資料の追加・変更は認めない。ただし、企画提案書に誤字脱字が

ある場合、プレゼンテーション時に記載内容の変更を説明することは差し支えない。

- ・コロナ禍における対応として、Web 会議ツール（Zoom）によるプレゼンテーション及びヒアリングも可能とする。この場合でも、プレゼンテーション参加者は1社3名までとする。

（４） 審査項目・評価基準

プロポーザル審査は、提出した企画提案書等の内容に関し、次に掲げる審査項目・評価基準により審査を行う。

一次審査		
審査項目	評価基準	評価の着眼点
会社実績	同種業務の実績から見た業務遂行技術力	観光振興の指針となる計画策定支援業務の実績（内容）がどのようなものであるか。また、当該地域のその後の変化をどのように捉えているか。
実施体制	要員配置の妥当性や予定技術者の経験及び能力	業務を遂行するための人員が配置されているか。また、管理技術者（業務全体の統括責任者）の経験として、観光振興の指針となる計画策定支援業務の実績があるか。
見積金額	見積内訳の妥当性	提案された内容に見合った適正な見積がされているか。
企画提案	提案の期待度・魅力度	業務の趣旨及び業務仕様書の４．業務内容に沿った的確で具体的な方策、また独自性のある取組が提案されているか。

二次審査		
審査項目	評価基準	評価の着眼点
会社実績	同種業務の実績から見た業務遂行技術力	観光振興の指針となる計画策定支援業務の実績（内容）がどのようなものであるか。また、当該地域のその後の変化をどのように捉えているか。
実施体制	要員配置の妥当性や予定技術者の経験及び能力	業務を遂行するための人員が配置されているか。また、管理技術者（業務全体の統括責任者）の経験として、観光振興の指針となる計画策定支援業務の実績

			があるか。
見積金額		見積内訳の妥当性	提案された内容に見合った適正な見積がされているか。
企画提案	基礎調査の実施	観光をとりまく現状の調査	業務理解度や観光への精通度 国の施策やオープンデータ等の情報収集や整理等について具体的な提案がされているか。
		南砺市交流観光まちづくりプラン（第1次）の検証	業務理解度や南砺市を含めた観光への精通度 主要課題や検討課題への対応が的確にまとめられ、必要となる情報収集や整理等について具体的な提案がされているか。
		アンケート調査の分析及び課題の整理	専門技術力 業務の趣旨に沿った的確な課題認識と具体的な提案がされているか。
	プラン策定体制の運営支援	推進委員会	専門技術力・独創性 業務の趣旨に沿った的確な課題認識と具体的な提案であり、創意工夫がなされているか。
		ワーキング会議	専門技術力・独創性 業務の趣旨に沿った的確な課題認識と具体的な提案であり、創意工夫がなされているか。
		観光戦略会議	専門技術力・独創性 業務の趣旨に沿った的確な課題認識と具体的な提案であり、創意工夫がなされているか。
		シンポジウム	専門技術力・独創性 関係者はもちろん地域住民が興味・関心を持って参加し、理解促進につながるような具体的な提案であり、創意工夫がなされているか。
		プラン策定に向けた整理と前向きな提案	提案の実現性・独創性 業務の趣旨に沿った的確な全体認識と前向きな提案があり、有益な策定支援内容となっているか。
		プランの策定にかかる原案の作成	資料作成能力 本業務の目的、内容等を十分に理解し、明確な提案がされているか。
	工程計画	工程計画の的確性	工程が具体的かつ実現性がある計画となっているか。

(5) 受託候補者の選定

次により受託候補者1社を選定する。

ア 審査委員会において、審査委員ごとに提案者を採点により順位付けし、1位

の評価を最も多く得た提案者を受託候補者として選定する。

イ 1位と評価した委員数が同数となった場合は、審査委員全員の得点を合計し、その合計得点が最も高い提案者を受託候補者として選定する。

ウ それでもなお、合計得点が最も高い提案事業者が複数ある場合は、次の順序により決定する。

(ア) 審査項目の内、「企画提案」についての審査委員全員の合計得点が高い提案者

(イ) 見積金額が低い提案者

また、上記の選定方法に準じて、次順位候補者を決定する。

なお、提案事業者が1社のみの場合であっても、審査委員会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。

(6) 審査結果の通知

令和4年6月15日(水)に個別の結果を通知する(電子メール及び書面にて発送する。)とともに、本市ホームページ上で公表する。

6. 選定事業者との契約締結協議

選定終了後、受託候補者と市との協議により、契約内容と仕様、契約金額を決定する。

なお、選定事業者が契約締結前に、南砺市から指名停止処分を受けるなどにより参加資格を失った場合、または虚偽の提案を行ったことが判明した場合、当該事業者を失格とし、プロポーザル審査結果において次順位の者を新たに選定事業者とすることができることとする。

7. 結果の公表及び情報公開

プロポーザル実施に関する情報(参加者から提出された資料を含む。)及び該当業務の受託者から提出された資料(企画提案書を含む。)は、市情報公開条例に基づき公開することがある。

また、審査委員会における審査及び評価の結果(参加者数、参加者名及び候補者名を含む。)については、契約締結後に公表するものとする。

8. その他の事項

(1) 参加申込、提案書等の作成、提出、プレゼンテーション及びヒアリングに要する費用は参加者の負担とする。

(2) 提出された提案書等に虚偽の記載をした場合は、無効の扱いをするとともに、虚偽の記載をした参加者に対して、指名停止の措置を行うことがある。

(3) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権の日本国及び日本国

以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は提案者が負うものとする。

(4) 本要領に定めのない事項ならびに本要領に疑義が生じた場合は、協議により定める。

9. 本プロポーザルに関する問い合わせ先

南砺市 ブランド戦略部 交流観光まちづくり課

ブランドプロモーション・交流係

住所 〒939-1692 南砺市荒木 1550 南砺市役所別館 2階

電話 0763-23-2019 (直通)

電子メール koryukankoka@city.nanto.lg.jp